

第2編

基本構想

第1章

計画見直しの背景

1

森林・林業・木材産業等の新たな動向

(1) 建築物における木材利用の拡大

- ・建築物における木材利用を拡大するためには、中高層建築物等の非木造建築物の木材利用を拡大する必要があります。
- ・中高層建築物等の木造化・木質化を推進するためには、製材や耐火部材・CLT^{*}等に係る技術開発・普及、木造建築物の設計者の育成等の取組が必要です。
- ・令和7年4月1日に改正建築基準法が施行され、構造計算が必要となる建築物の範囲が拡大し、構造計算に対応できる品質・性質の確かなJAS構造材の普及が必要となっています。
- ・木造住宅において、国産材使用割合の低い分野（横架材^{*}や羽柄材^{*}等）での国産材利用に取り組んでいます。
- ・コンクリート型枠、地盤改良用木杭等の土木分野、畜舎等への利用促進により、国産材の需要を図っています。

(2) 市町村を主体とする森林管理

- ・令和元年4月の「森林経営管理法」の施行により、市町村における森林経営管理制度^{*}の運用が始まりました。
- ・森林経営管理法の施行と同時に「森林環境税^{*}及び森林環境譲与税^{*}に関する法律」も施行されました。このことに伴い、市町村及び都道府県に森林環境譲与税が譲与され、森林経営管理制度の運用を始めとした森林整備や木材活用の推進に活用されています。
- ・制度開始から5年が経過し、全国1,132市町村で約103万haの意向調査が実施され、群馬県では、25市町村、約1,300haの意向調査が行われています。
- ・一方で、林業経営体への権利設定は進んでおらず、制度を運用する市町村からは、人員不足や境界・所有者不明、林業経営体の選定などが課題としてあげられています。
- ・このことから、市町村の事務負担の軽減を図るため、令和8年4月1日に改正森林経営管理法が施行され、市町村の事務を支援する法人の指定制度の創設、経営管理権の設定における手続要件等が緩和されることになります。また、地域の関係者が森林の経営管理の将来像を共有し、経営管理の集約化^{*}を通じた森林資源の循環利用を進めるための新たな仕組みが措置されることにより、市町村において一体として経営管理することが適当な地域の選定や

「集約化構想[※]」の策定などを実施することになります。

- ・このことにより、市町村を主体とする森林管理が更に進むものと考えられます。

(3) 民間企業における森林に対する期待の高まり

- ・気候変動や脱炭素、資源循環、生物多様性等といったグローバルな環境問題の解決に向け、様々な民間企業が森林・林業に対する関心を高めています。
- ・2026年度から大企業の二酸化炭素削減目標の設定が義務化され、排出枠を売買する排出量取引制度が本格稼働することから、削減目標達成に活用可能なJ-クレジット[※]が注目され、森林由来のJ-クレジットの認証量は大きく伸びています。
- ・SDGsやESG[※]投資への関心の高まりを背景に、建築事業者、不動産事業者や建築主が、投資家や金融機関に木材利用をアピールすることで評価を獲得し、企業価値を向上しようとする動きがあります。
- ・建築物への木材利用は、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、地域経済の活性化、快適な空間の提供等に寄与するため、更なる木材利用の推進を図ることが重要となっています。

2

森林に対する県民の期待

2025年に実施した県民アンケート調査において、森林に期待する働きを3つ選んで回答していただきました。その結果、山崩れや洪水などの災害を防止する土砂災害防止・土壌保全機能、大気中の二酸化炭素を吸収し地球温暖化防止に貢献する地球環境保全機能、豊かな水を育む水源涵養機能^{かん}といった公益的機能への期待が上位となりました。この結果は2018年に実施したアンケートと同様の結果となりました。近年相次ぐ異常気象、更に災害発生や地球温暖化への懸念が、森林への期待にも現れていると考えられます。

その一方、林産物を生産する働きや森林と人とのかかわりを学ぶ教育の場としての働きの選択率は、どちらも14%程度と低い結果となりました。

これらの結果は、林業・木材産業を通じた森林資源の管理と適正な利用が、災害の防止や地球温暖化防止等に貢献していることについて、県民の理解が十分に得られていないことを示唆していると思われます。

期待する森林の働き	割合 (%)
山崩れや洪水などの災害を防止する働き	81.4
二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化防止に貢献する働き	58.2
水を蓄え、浄化する働き	45.6
野生動植物の生息の場としての働き	27.0
大気を浄化したり、騒音をやわらげる働き	23.3
心身の癒しや安らぎ、レクリエーションの場を提供する働き	19.3
自然に親しみ、森林と人とのかかわりを学ぶなど教育の場としての働き	14.6
木材やきのこ・山菜などの林産物を生産する働き	13.6

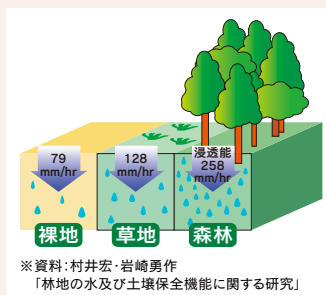
(出典：「ぐんま緑の県民税アンケート報告書」2026年3月)

③ 森林の有する多面的機能

水資源を涵養する【水源涵養機能】

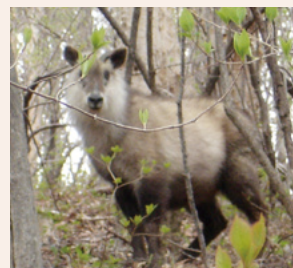
森林の土壌には隙間がたくさんあり、スポンジのように雨水を吸収する働きがあります。この働きにより雨水は一時森林に蓄えられて、ゆっくりと河川に流れ出るため、洪水や渇水を緩和することができます。

また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されます。



生物の生息・生育の場を提供する【生物多様性保全機能】

森林は、野生動植物の生息・生育の場となることにより、生物種、生態系等を保全し、自然環境を健全に保つ役割があります。



生活環境を守る【快適環境形成機能】

森林は、騒音を吸収したり風害を防いだりする機能があります。

自然災害を防ぐ【土砂災害防止・土壌保全機能】

森林の土壌は、落ち葉や下草に覆われており、降雨の際にはこれらが土砂の飛散や浸食・流出を防いでいます。

また、森林は根を地中に張り巡らすことで土壌を固定し、土砂の崩壊や流出を防止しています。



保健休養の場を提供する【保健・レクリエーション機能】

森林は、森林浴・ハイキング・キャンプ等のレクリエーションの場を提供することなどにより、人に安らぎを与え、心の緊張を和らげています。

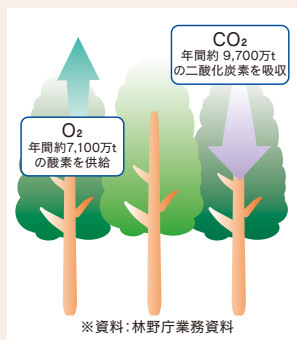
文化をはぐくむ【文化機能】

森林の景観は、行楽や芸術の対象として人々に感動を与えたり、伝統文化伝承の基盤として日本人の自然観の形成に大きく関わっています。

また、森林環境教育や体験学習の場としての役割を果たしています。

地球温暖化を防止する【地球環境保全機能】

森林は、地球温暖化の原因となる大気中の二酸化炭素を光合成により吸収し、幹や根などに有機物として貯蔵することにより、地球温暖化の防止に重要な役割を果たしています。



木材等を供給する【物質生産機能】

森林は、木材の生産の他、各種の抽出成分やきのこ等を提供しています。

